

第十六回 参議院農林委員會會議錄第七号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午後二時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
委員 雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
戸叶 武君
鈴木 強平君
島村 軍次君

委員外議員

國務大臣

農林大臣 保利 茂君
政府委員 日本専売公 社監理官 今泉 兼寛君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農林 經濟局長 小倉 武一君
食糧庁長官 前谷 重夫君

事務局側

常任委員 安永城敏男君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 日本専売公 社生産部長 西山 祥二君

説明員

日本専売公 社生産部長 西山 祥二君

第九部

農林委員會會議錄第七号

昭和二十八年六月三十日

【参議院】

本日の會議に付した事件

○政府に対する申入れに関する件

○農業委員會法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特別に関する法律案(内閣送付)

○農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣送付)

○開拓融資保証法案(内閣提出)

○農林政策に関する調査の件(表価に関する件)

○農林政策に関する調査の件(煙草の生産に関する件)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から委員會を開会いたします。

第一に、昨日の上林委員の動議にかかつておきます昭和二十八年五月下旬から六月上旬に互る西日本における雨水害対策に関する申入の件を議題に供します。

昨日の上林委員の動議について御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。動議は成立いたしました。従いまして、この決議を早急に政府に申入をいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に去る六月二十二日、内閣から予備審査のため提出された農業委員會法の一部を改正する法律案、これにつきまして政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(小倉武一君) 只今本委員會に付託となりました農業委員會法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業委員會法が制定せられてから二年有余、市町村農業委員會及び都道府県農業委員會が発足しまして、その間農業委員會は、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、農地等の交換分合、又農業綜合計画の樹立及び実施について、建議、諮問等申等、農民の代表機關としての職責の完遂に努めて参つたのであります。併しながら經濟情勢の変遷に即応してその使命を達成いたしましたためには、おのずからその所掌事務の重点が変化しなければならず、又その事務を完遂するに最も適した構成が考えられなければならないことは申上げるまでもないこととてあります。

このような意味におきまして、農業委員會の制度に關しまして、次のような方針で改正を加えることにいたしましたのであります。即ち第一に、生産技術指導については、現行の農業改良普及制度と相俟つて生産技術指導の徹底を図るために、市町村の農業委員會の書記の一部を技術員に切替えまして、農業委員會の技術に従事せしめると同時に、改良普及員の事業、協同組合の進行、生産技術指導に協力せしめることといたし、これと共に委員會の組織などにつきまして多少の改正を加えました。

第二に、農業委員會制度につきましましては、それが真に農民、農業の代表機關として自主的に活動し得るよう、都道府県農業委員會を法人として、都道府県農業委員會を法人として、同時に、第三に全国的組織を結成し得る道を開くことといたしました。

以上の考え方に基きまして、本法律案を提案いたす次第であります。

以下本法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。第一は、市町村農業委員會についての改正であります。改正の第一点は、その所掌事務についてであります。新たに技術員が設置されますので、その技術員をして協同組合の事業、農業改良普及員の事業等について協力する点を明確にしたこととあります。なお米穀の生産者別の政府買入数量の決定について、従来市町村長は個々の委員の意見を聞くこととなつておりました点は、委員會そのものの意見を聞くように改めることといたしました。第二点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人から十人から十五人までの間で市町村条例で定めることといたしますと同時に、選挙方法を簡素化したこととあります。第三点は、選任による委員を必置の委員といたしまして、農業協同組合及び農業共済組合の推薦した理事二人以内、市町村議會の推薦した学識経験者三人以内を市町村長が委員として選任しなければならないことといたしたのであります。又委員の任期を現行の二年から三年に改めることといたしたのであります。

第二は、都道府県農業委員會について規定の追加であります。現在都道府県にはその附屬機關として都道府県農業委員會が置かれていますが、農業及び農民の一般的利益の代表機能を果たすには行政機關とは別個の人格を持たせる必要があらますので、これに代り、法人たる都道府県農業委員會を設立することとしたのであります。

都道府県農業委員會は、都市単位の代表者會議において農業委員會の委員及び農業協同組合等の理事のうちから互選された者と、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会の代表者等を以て構成するものとし、その業務は、従来都道府県農業委員會が所掌していた事務のほか、米穀の生産者別の政府買入数量の決定その他農業及び農民に關し、意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申すること及び農業及び農民に關する啓蒙宣伝、調査研究を行うこと等とあります。国が毎年度予算の範囲内において都道府県農業委員會に要する経費を負担乃至補助することといたし、なお法人税、所得税、事業税等各種の税の免除を考へ、その健全な発展、公正な活動を期待しておる次第であります。

第三は、全国農業委員會會議所に関する規定の追加であります。全国農業委員會

員會議所は、都道府県農業委員会、全国農業協同組合中央会、全国農業組合連合会その他農業の改良発達を図ることを目的とする法人、学識経験者等を以て構成される社団法人でありまして、農業及び農民に関し、意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申し、又啓蒙宣伝及び調査研究並びにこれらの業務についての都道府県農業委員会との指導連絡を行うことを主たる目的として行なうのであります。全国農業委員会設置法は、設立、解散、加入、脱退の自由な法人でありまして、全国を通じて一個とし、これに對しましては、免稅措置のほか、国庫補助をなし得ることとしたとして、全農業、全農民の一般の利益の代表団体たるにふさわしい公正にして活潑な運営を期待してゐる次第であります。

以上が本法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同を得られまことに切望する次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、同じく予備審査のため提出せられた農業協同組合法の一部を改正する法律案、これにつきましては政府から提案理由の説明を願います。

○政府委員(小倉武一君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法が制定されてから今日まで五年有余を経過いたしました。この間、農業協同組合は諸種の悪条件と闘ひながら、農業生産力の増

進と農民の経済的、社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展に寄与するために努力して参つたのであります。併しながら、激しい経済的、社会的変動とその間に処する主体的条件の不十分のため、経営不振の状態に陥つた組合も少なくなく、そのままに放置したい事態に遭遇いたしましたので、適宜必要な指導を行うことにより、組織の整備、事業の振興及び経営の健全化を図つて参りましたが、特に財務処理基準令の制定、行政による常例検査の実施及び農林漁業組合再建整備法の制定等によりまして、今日まで相当の成果を擧げて参つたのであります。それにもかかわらず、今日の組合の組織、事業及び経営の状況を検討いたしますと、教育を全国的規模において、統一的且つ効果的に行ひ、以て組合の健全な発達を図るため、農業協同組合中央会を設置いたすことにした次第であります。

都道府県中央会につきましては、會員の加入脱退を自由としたしまして、が、統一ある全国的組織を確立するため、全国中央会につきましては、都道府県中央会及びその正会員たる農業協同組合及び同連合会は、これに当然に加入させますと共に、全国中央会は、都道府県中央会に對して指導連絡を行ひ、又そのために必要がある場合には、都道府県中央会に對して必要な指示等をなすことができることとしたとして、その全国的統一活動を可能ならしめてゐるのであります。而して、政府はこのような中央会の活動をより活發且つ効果的にするため、全国中央会及び都道府県中央会の事業に要する経費の一部を、毎年度予算の範囲内

において補助することができるとしたのであります。なお、中央会の設置に關連いたしまして、指導農業協同組合連合会の設置についてであります。が、現にあるものの存続は当分の間これを認めることとし、今後新らしいものの設立は認めないこととしたのであります。

第二は、組合に關する規定を整備したことでありまして。その一は、組合の事業に關しては整備強化を必要とする部面は少なくないのでありまして、今後一般情勢の推移に即応する発展を期するためには、先づ組合の指導体制を確立いたしますと共に、現行の組合制度に若干の修正を加える必要があるものであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。以下その主要な内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一は、組合の總合指導組織の確立であります。今回新たに組合の總合指導組織として農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置することにいたしました。現在組合の指導組織といたしましては、全国及び都道府県の区域に指導農業協同組合連合会等がありまして、主として會員たる組合のために指導教育事業を行なつてゐるのであります。その法制上の性格から見まして、又その組織、事業及び財務の状況から見まして、指導機関として十分なものでなく、このため農業協同組合系統組織の全国的な組織活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と経営の刷新及び安定を図り得るような指導教育を行うことが困難な状況にあるのであります。このような指導機

關の弱点を克服し、會員たる組合のみならず、広く全組合に對する指導でありまして、信用事業を行う組合は、新たに定期積金の受入をも行うことができることとするほか、組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人の貯金又は定期積金の受入につきましては、員外利用の制限を適用しないこととして、農村の実情に即応すると共に、組合の事業分量の拡大を図るうといたしたのであります。その二は、組合の管理に關してであります。その一は、組合の管理に關しては、役員及び職員に對する責任の明確化であります。従来役員に對する責任に關する規定が不明確でありまして、組合の運営上における責任体制の確立に對して欠けるところがあつたので、役員に對する責任に對する忠實義務を明文化し、且つ組合に對する任務を定めた場合における組合及び第三者に對する連帶損害賠償責任に關する規定を設け、その責任の所在を明確にしたのであります。以上の事項のほか、組合の運営等に關する諸規定のうち必要なものについて部分的修正を加へ、その合理化と簡略化を図つた次第であります。

第三は、行政の監督権を若干強化したことでありまして。行政の監督権は、本来で得る限り小範圍にとどめることが望ましいのでありますが、組合の実状は、徒らに形式的な自主性のみを尊重することを許さないものがあつたので、必要最小限度において監督権を整備強化いたしましたのであります。即ち、組合が法令等に違反した場合において、行政が必要措置をとるべき旨の命令をしたにもかかわらず、行政がこれを従わなかつたときは、行政

庁はその組合の業務の停止又は役員の変更を命ずることができるといたしましたと共に、組合が事業外事業を行なつたとき等の特定の場合には、行政がその解散を命ずることができるといたしましたのであります。

以上がこの法律案の主要な内容でありまして、すべての組合の現状から真にやむを得ないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御協賛あらんことを切に希望する次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に六月二十三日、同じく予備審査のため提出せられた昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案を議題に供します。先づ政府から提案理由の説明を願います。

○政府委員(小倉武一君) 只今提案になりました昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案の提案の理由を御説明いたします。

今月の四月から五月の間における凍害はその規模極めて大であり、被害をこうむつた農家の損失も又極めて大きいものであることは各位の御承知の通りであります。政府はこの事態に對して先に被害農家の購入する肥料、畜産等の代金の一部を助成し、或は被害農家に對する技術指導費の一部を助成する等の措置を講じたのでありますが、更に被害農家が今後その農業経営を維持するのに必要とする営農資金が円滑に且つ低利で融通せられるため

の措置を講じ、以て被害農家の経営の安定を図る目的を以てこの法案を提案したのであります。

次に本法案の内容の概略を御説明申上げます。先ず第一は、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他の金融機関が被害農家に対して営業資金を融通する場合に、その金融機関に対して都道府県、市町村等が利子補給及び損失補償を行う経費の一部を国庫から助成する措置であります。即ち今次の凍害により平年作に比し三割以上の被害をこうむつた農家に対し、金融機関が期限二カ年以内、年利六分五厘以内の金利で営業資金を貸付け、その金融機関に対して都道府県又は市町村が年五分以内の利子補給及び融通額に対し三割以内の損失補償を行つた場合に、国が融資総額二十億円の範囲内において、当該利子補給金又は損失補償額の二分の一を都道府県に対して補助しようとするものであります。

第二は農林漁業金融公庫の行う肥料、畜産等の購入資金の低利融資であります。被害農家に対する桑、茶、果樹の樹勢回復用肥料、晩秋畜産増産用の畜種及び代用畜産種子の購入資金についてはその三分の一を国が補助し、三分の一を都道府県等の補助に期待してゐるものであります。残りの部分については低利資金を融通するため、その半額を農林漁業金融公庫が融資し、残り半額を農林中金等の金融機関から融資せしめることとし、そのため農林漁業金融公庫の本来の業務のほかに公庫の業務の特例を設けようとするのであります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次の次に同じく予備審査のため提出された農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、これにつきまして政府から提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(小倉武一君) 只今提案せられました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

農業、林業、漁業の生産力を維持増進するために必要な長期且つ低利の資金を融通する機関としての農林漁業金融公庫は去る四月一日に発足して以来、直ちに長期資金の貸付を開始し、すでに土地改良事業を始め各業種に対し相当の貸付成績を挙げている次第であります。本年度における同公庫の貸付計画としては、別に予算案に計上いたしました通り、長期資金として二百四十億円、更に今次四月五月の間ににおける凍害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晩秋畜産増産用の畜種並びに代用畜産種子の購入資金として九千三百万円、総計二百四十四億九千三百万円に上つてゐるものであります。この貸付に充てる資金源といたしましては、一般会計よりの出資百八十億九千三百万円、資金運用部よりの借入五十億円で、既貸付金の回収十億円で計画してゐるのであります。このため現行法においては昭和二十八年年度の一般会計よりの出資金百億円となつておりましたが、これを改めて百八十億九千三百万円に増加し、以て農林漁業の生産力の増強に

必要な長期低利資金の融通機関として重要な任務を持つ同公庫の基礎を堅実にし、将来に亘りその積極的な事業運営に万全を期せしめると共に、併せて今次凍害による被害農家に対する低利資金融通の措置にも遺憾無きを期するためこの法案を提出した次第であります。

以上がこの法案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、去る六月二十四日、内閣から予備審査のため提出せられた農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案を議題に供します。

先ず提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(小倉武一君) 農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

農業災害補償法におきましては、家畜共済は死亡賠償共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つに分れておりましたが、疾病傷害共済に加入したくない場合は死亡賠償共済に加入していただくことになりました。必らずしも疾病傷害共済に加入することを必要としない建前になつております。併しなから、第一には畜産振興上、疾病傷害共済の普及徹底と、これによります家畜診療の普及が、必要であるという点から見ましても、又第二には、疾病傷害の事故に付いての診療が行き互るに従つて、死亡

賠償の事故率が低下し、従つて全般的に農家の掛金負担を軽減できるという点から見ましても、この二つの共済を一元化したことが家畜共済事業の充実、農業災害補償制度の目的達成を図ります上において必要であると考へるわけであります。

この法律案は、この点に鑑みまして、農業共済組合の中から、一部の農業共済組合をその同意を得て指定し、死亡賠償共済と疾病傷害共済とを総合した死傷賠償共済を一定期間試験的に実施させ、一元化された場合の共済掛金率等、各般に互る基礎資料を得ると同時に家畜共済制度の運営上の諸問題についても検討を加えて参りたいと考へておるのであります。

以下試験的に実施しようとする死傷賠償共済の内容について御説明いたします。第一に共済掛金でございますが、共済掛金率は、実験段階でありますので、一応従来の死亡賠償共済の掛金率と疾病傷害共済の掛金率とによつて算定せざるを得ないのであります。が、一元化したことによりまして、危険率が低下することが十分予想されますので、収支のバランスの面から見ますと若干の余裕が出来ると思へられます。そのうち再保険特別会計の余剰分を見合はし、実験を奨励するといふ意味を含めまして、補助金の形で農家が負担する共済掛金の一部を割戻すことといたしました。第二に、支払共済金でございますが、従来の、疾病又は傷害の事故により一年間に農家に支払う共済金には支払限度を設けておりましたが、この法案では一事故に対する支払額には限度を設けませんが、年間の総支払額には限度を設けないことにいたしました。

以上が、この法律案の目的及び内容の概要でございます。慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次の、日程に追加いたしました、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題に供します。

本法律案は昨二十九日内閣から予備審査のため送付せられ、当委員会に付託せられたのであります。先ず政府から提案理由の御説明を求めます。

○政府委員(小倉武一君) 只今上程せられました農林漁業組合連合会整備促進法案の提案の理由を御説明申し上げます。

我が国の農林漁業を振興し、以て自立経済の基礎を確立するためには、農林漁業組合の整備強化を図る必要があることは申すまでもないところであります。この目的のために、政府は事業不振組合の再建整備を図ることにいたしました。昭和二十六年年度から農林漁業組合再建整備法によつて、これに着手いたし、爾来二年間の経過において相当の実績を挙げて来ていることは各位の御承知の通りであります。併しなから、特に農林漁業組合連合会の再建整備の実績を更に仔細に分析し、その実情につき検討を加えて見ますとき、現在の再建整備法による方式のみを以てしましては、更に農林漁業組合連合会の健全な発達を期するには、なお足ら

ないどころのあることを認めざるを得ないのであります。即ち農林漁業組合連合会の再建整備の目標としての増資は、おおむね順調に進捗しているのではありませんが、いずれも多額の欠損金を有しておりますために、今後の増資には相当の困難が予想されるのみならず、増資が所期の目標に達した場合におきましても、短期間に欠損金を補填し、且つ固定化した債務を償還するに足る事業利益を上げることは困難な事情にあるのであります。ここにおいて政府は、従来の再建整備の方式を確実に実行せしめると共に、更に農林中央金庫その他農林漁業系統金融機関が、経済事業を行う農林漁業組合連合会に対し、その固定した債権の利子を軽減する等積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う系統金融機関に対して助成する措置を講じ、以て農林漁業組合連合会の整備の促進と、その健全な発達を期したいと考へ、この法案を提出した次第であります。

次に本法案の内容の概略を御説明いたします。この法律により整備を行おうとする農林漁業組合連合会は、系統金融機関と協議し、その援助を受けて整備計画を樹立するのであります。この整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標といたしており、政府はこの整備計画を新たに設置いたしました農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経まして、その適否を決定し、その整備計画によつて援助を行う金融機関に対し、毎年補助金を交付しようとするものであります。このほか法人税法上の特例を設けまして、その整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会については、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰越を認めることとし、農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくいたしましたのであります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議も後日に譲ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に開拓融資保証法案を議題に供します。本法律案は六月二十五日閣内閣から参議院先議を以て提出され、本委員会に付託せられたものであります。先ず政府から提案理由の説明を願います。なお提案理由の説明に続きまして、農林大臣から過般の要の価格決定につきまして御報告があるやうでありますから、併せて御了承願います。

○國務大臣(保利茂君) 開拓融資保証法案の提案の理由を御説明いたします。我が国食糧自給促進の重要な一環として、全国十五万戸の開拓者は、日夜その農業経営の確立に鋭意努力をしておりますのであります。政府は、これらの開拓者に対し農具、家畜等営農の基本的手段については開拓者資金融通法を以て長期低利の資金を直接融通してゐるのであります。更に昭和二十五年度より開拓者、都道府県及び政府が一定の金額を融通して借入の担保とする開拓信用基金制度を創設し、これによつて開拓者は農林中央金庫から肥料資金その他の短期営農資金の融通を受けているのであります。

この法律は、開拓者の団体を構成員とする開拓融資保証協会の中央及び各都道府県に設立し、保証財源の管理運営を明確適切にすると共に、併せて政府及び都道府県の出資によるこの制度への助成の方途を明らかにするよう現行の開拓信用基金制度を法制的に整備確立しようとするものであります。

以上、本法案の提案理由について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さるようお願いいたします。

次に、委員長のお許しを頂きまして、去る二十六日に決定いたしました二十八年度産麦の決定に至ります経緯につきまして御説明を申し上げます。

御承知のように麦類は昨年六月以降統制を廃止いたし、自由販売といたしたのでございまして、今日未だ米の統制を必要といたします現在におきましては、麦類も主要食糧でありますから、一面麦の再生産の確保を図る意味におきまして、農家の希望に応じて無制限購入を行いますと共に、他面消費着家計において米価とバランスのとれた安定した価格水準を実現いたし、家計の安定を図ることとしたのでございまして、本年度も管理制度につきましても、基本的には昨年度と同様の考え方に基づいて数量及び価格の調整をいたすこととし、この管理を厳格に行いますために、価格に所要の改訂をいたすこととしたのでございまして、麦の価格につきましては、食糧管理法に定められ、買入価格はパリテイ価格を基準とし、これに生産事情その他の経済事情を参酌して定めることとし、売渡価格は家計麦価の範囲内にお

きまして、対米比価によつて定めることとなつております。従いまして、政府といたしましては、消費面の負担力等を考慮いたしまして、当初前年通りの考えによりまして既定の算式通り決定いたし、買入価格につきましてはパリテイ価格を基準といたし、これに統制廃止後の産麦の需給条件の変化を織込んで産麦間の価格比がバランスするように調整して決定いたし、米価審議会に諮問いたしましたのでございまして、これに對しまして米価審議会は、買入価格については米価における特別加算額相当の加算措置を講じ、売渡価格については昨年度の売渡価格以下とする旨の答申をいたしましたのでございまして、特別加算額につきましては、当初政府といたしましては、米麦の価格決定の基本的考え方は同じであります。米価のほうは統制による最高販売価格であるのに対して、麦価のほうは自由販売でありますから、おのずから米と異なり、農家の希望に応じて政府の買入れる価格であるという事情にありま

ので、麦につきまして加算額を付けたのであります。政府はこの点につきまして慎重検討をいたしました結果、米価審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、本年度の災害等、特殊事情をもこれに考慮を加へまして加算額を附加することとしたし、結局包装込み俵当り標準銘柄等級の価格について、小麦は二千三百三十三円を二千五百二十二円、大麦は千六百四十七円を千七百十七円、裸麦は二千二百七十九円を二千二百七十三円に修正し、決定いたしました次第であります。次に売渡価格につきましては昨年度より若干引上げ、小麦につきましては現行価格を据えおいて俵当

り二千二百円とし、大麦は千七百四十二円、裸麦は二千二百九十四円にいたしましたのであります。政府といたしましては審議会の答申をも十分検討いたしましたのでございまして、この程度の引上は家計の実質的負担の増大をもたらすことにはならないと存じ、諮問案によることとしたのでございまして、右の事情と考へに基きまして二十八年度産麦価を決定いたしました次第でござい

○河野三三君 大臣はなか／＼これから出る機会も少いと思ひますから、この機会に伺つておきたいと思ひます。米価審議会の答申を尊重されたといふところまでは非常に我々も賛成でありますけれども、その後政府におきまして、大麦、裸と小麦との間に引上率につきまして特に差を付けられたのは、どういふ事情からさういふ結果になつたか。大麦、裸は四〇％の引上をして、小麦を二〇％にしたというその経緯を、今御説明の中になかつたから伺いたい。

○國務大臣(保利茂君) 食糧庁長官から御説明をお許し頂きます。(自由党のほうから) 長官に説明させるとはかわいそうだよ(と)呼ぶ者あり。

○政府委員(前谷重夫君) 加算額につきましては、米と同様に算出したしまして、生活費のギャップ三・七％、又投下資材料の変化が三・三％でございまして、それから算出した価格を参考にいたしまして、又本年裸、大麦の生産事情、特に災害等の関係を考慮いたしまして、又消費者におきまする粒食傾向という点、又昨年度に農家において実現されました小麦の価格、時価と申しますか等も勘案いたしまして、

総合勘案いたしましたして、四・五、四・五と、こういうふうによつたわけでありませう。

○河野謙三君 私はそれを聞いておるのじやないのです。要するに大麦、裸小麦とが、米価審議会の答申なり、その後に出ました農林省原案と今度政府が最終決定したものとは違ふ。特に小麦を二割にして、その他のものを四割ですか、こういうふうにしたその間に差を付けたのはどういふわけか。このいきさつを説明してもらいたい。

○政府委員(前谷重夫君) 先ほど申し上げましたように、一応米価と同じ考へ方によりまして加算額を算定いたしましたして、それに本年度におきます大麦、裸の生産事情、つまり減産を考慮いたしまして、出廻りが当然減少するだるう、従つてその間におきます出廻りの減少の關係、同時に粒食傾向が非常に殖えておりますから、需要が増加する、つまり需給が本年度におきますは、生産消費の事情からいたしまして、昨年度よりも逼迫するだるうといふふうに考へまして、そのため小麦につきましては、昨年度実現されました時価、つまり小麦につきまして或る程度現在の価格の性質が一面におきまして支持価格の性質を持つておりますので、その時価等も考へまして、同時に小麦におきます需給状況というものは昨年と変りがないといふような状態を考へまして、両者の間に差を付けたわけでございます。

○河野謙三君 今の食糧庁長官の説明は、当初あなたの手許で作られた案の説明なら私は了承するのです。ここで今大臣のお示しになりましたのは、その説明では満たされていないと思う。

当初農林省が出した案を今大臣が説明された案に変えられた、小麦の値段をどういふふうに変えたかといふことを私は聞いています。それがただ粒食が非常に売行がいい、従つて高く買つて高く売れるだるうといふことでやられたのですが、そうすると、米麦の生産費を決定する場合のペリティ及び豊凶係を、その他経済事情というよりなもの、その稈以外に今度は単なる需給關係から来て、高く買つて高く売れるだるうといふことを今度は取入れたといふことでしやうか。

○政府委員(前谷重夫君) 三麦平均といたしましては、麦につきまして計算したした価格を基準といたしまして、今申上げましたそれの事情の差がございまして、三麦間においてその差を付けたしまして、全体といたしまして、麦といたしましては計算いたした加算額程度を考へたのでございませう。

○河野謙三君 その事情の差といふその事情を聞いています。私は別に意地悪言うわけじやないのです。新聞等によりまして、これは間違いないと思ひますが、小麦は国際価格が下つたから、国際価格に調整せざる意味合もファクターに入れて小麦は特別扱いをした、こういう意味ですか。

○政府委員(前谷重夫君) 小麦につきましては、昨年度の農家の販売価格におきまして、その販売価格に実現されおきました、その販売価格に実現されおきました、御承知のように米と麦との統制方式が異なつておりますので、麦につきましては、一面におきまして、やはり支持価格の性質もございませうので、昨年度に実現されました

時価を考へたのでございませう。大麦、裸につきましては、先ほど申上げましたように、生産需給の状況が異なつておりますので、その点につきまして災害事情等も考へて、その両者の間に差を設けたのでございませう。

○河野謙三君 私は食糧庁長官にいろいろ答弁を求めているのは私自身非常に苦しい。これはむしろ大臣から一つ答弁してもらいたいのだが、今度の小麦の価格を、特に当初の政府原案を自由党で直して、そうして現在お示しになつたようにしたのは、小麦の国際価格との関連においてどういふふうな考へを払われた、こういうふうによつて承知しておりますが、やはりそういうことですか。

○國務大臣(保利茂君) 食糧庁長官から申上げました通りでございませうが、只今の点につきましては、小麦の市場価格が大体安定をいたしておるというやうな点、並びに大麦、裸に対しては、先ほど申しますように粒食傾向等も勘案し、且つ又今年度の麦、災害等の事情を考慮いたしまして、小麦より裸、大麦のほうを優遇することが妥当であらうと判断をして、こういう決定をいたしたわけでございます。

○河野謙三君 どうも私だけで、ほかのかたも御質問があるのに時間がかつつて相済みませんけれども、私の伺つておることに御答弁がないのですが、市場価格が安定したと言われますけれども、小麦こそ私の承知している範囲では市場価格が安定していないのです。例えば本年度の予算においては、政府は小麦を、食糧の予算では九十ドルと見ているのです。ところが現在が国際価格は八十五ドルと私は承知してお

る。まだ下る傾向なんです。小麦の市場価格こそ安定してないのです。だからその安定してないままに国際価格に追随して、小麦の価格を今度やつて行くのかどうかといふことを聞いています。今度の予算の編成について、と申しますか、今度ここにお示しになりました小麦の価格の決定につきましては、国際価格に追随して国内の小麦の価格を政府は考慮するのだといふことが現われておる心配があるから私は聞いておるのです。その点はどういふことですか。小麦の市場価格こそ安定してありません。

○政府委員(前谷重夫君) 河野先生御承知のように、輸入価格につきましては、現在漸落の傾向にございませう。併し現在の食糧管理法の建前といたしまして、輸入価格につきましては、国内価格と遮断いたしまして、国内価格の売渡価格から逆算いたしました輸入価格で食糧庁はやつて行けるということで、この点は国内価格と輸入価格において制度上分離された形になつております。

○河野謙三君 それではその問題は少しも私の疑問が解けませんけれども、次に移ります。一応私の解釈では、政府の答弁ではこれは国際価格の如何にかかわらず、国内の農民の生産費を基準にして今日の政府は農作物、特に小麦の値段をきめておる、これは法律にあるのですから、自由々々と言われるが、大麦は自由になつた覚えはない。そういうふうには私は承知してあります。然らば一体今国内において小麦の作付を幾らにして、小麦を国内において幾ら作つて行こうといふ、食糧生産計画の中に幾ら織込んでおるのです

か、今この数年間を見ますと、小麦の作付が二割減つておるじやありませんか。作付を殖やそうと思へば、裏において価格政策によつて、大麦、裸、その他なたねを作るよりも小麦を作るほうが有利になるという形にならなければいけません。価格政策において作付をリードするよりほかはない。ところが政府の価格政策が悪いために今までは小麦の作付は非常に減つておる。その減つておる上に持つて来て、大麦、裸と差別して小麦を特に価格の上において低位に置いたことについて私は非常な矛盾があると思ひます。その点について、一体政府は食糧増産計画の中に小麦を国内において作付の統制はしてありませんけれども、価格政策の上において小麦の作付を幾らくらいを理想とし、幾らくらい国内において小麦を生産するといふことを政府の方針として望んでおられるか、これを伺いたい。

○國務大臣(保利茂君) これは今日はい作付統制は行なつていないと存じますが、から、幾らといふことはできませんけれども、できるだけ主食の自給度全体を引上げて行くといふ上から行けば、小麦にかかわらず、麦全体が更に増産せられて行くことが私は大事であらうと考へております。それ以上はどうでございませうか。

○河野謙三君 それはお氣持だけであつて、それに答えて作付をするのは農民です。だから今農民には、「なたね」を作るほうが得だ、同じ麦でも小麦より裸、大麦を作るほうが得だ、その他の作物を作るほうが得だと言つて、価格政策によつて作付をリードするほか仕方がない。ところが大臣は小麦を作つてもらふといふ氣持だけであつて、農

作物の価格政策はちつとも考えていない。特に小麦の価格政策は逆になつてゐる。現にお示しになりました小麦政策はそれなんです。だから更に今年度は小麦の作付は減ると思う。一方において畜産十年計画、五十年計画、食生活改善をするのだ、畜産の十年計画の裏付けは一方においては当然食生活ということになる、こういうことで少しも政策が一致してないのです。そこで私はこの小麦の今回の価格決定につきまして政府のやつておること、疑問を持つておる。これを一つはつきりと御返答を頂きたい。若し自由にするなら自由にする、はつきりと私は言われたらいいと思う。何でもかんでも自由というならば自由ではつきりやると。ところが都合のいいときには自由であつて、都合の悪いときには統制、こういうことではわからない。このことを一つはつきりしてもらいたい。

○河野三三 私は日頃から大臣の人格は尊重しておるから、大臣の気持はよくわかる。併し先ほど申し上げたように、気持々々とおつしやるが、現実には小麦の作付が減つてゐるじやないか。減つてゐるじやない。而も今年の秋の小麦の作付が減らないと断言ができません。併し価格政策以外には何をもち合せですか。ただ、そういうものがなくて、今のような大臣のお気持ならば、それでは小麦は減るのです。小麦の作付、小麦の作付は減つておる。こういう傾向はとどめがないと思う。これを一方において増産計画を立てておるならば、一方においてそういう放任政治の態度をとつておられることはどういふわけかと、こういうのです。どうも議論になつては恐縮ですから、もう一つこれに関連してお伺いしたいのですが、政府は農産物価格安定法を提案されますか、これを一つ私は伺つておきたい。これを提案されるならば……、予定で結構です、提案されるつもりか、提案されないのか、お伺いしておきたい。

○河野三三 大臣は所管の大臣として、農産物安定法は自分は趣旨には賛成である、時期は言明できないけれども賛成である、そうすると、そこに又問題が起る。澱粉を買つて「いも」の生産費を補償しよう、「なたね」の作付を補償しようということになつて来る、そうすると、澱粉なり、「なたね」と、今度は麦なり米との価格の関係がどうなつて来るかという問題、どうしてもこれはもう統制せざるを得ない。特に私はここで非常に問題が起る。現に政府は「いも」の価格の支持

申上げて、これはいけないかと思ひますけれども、農家に食糧の増産を要請する。食糧増産の要請は国民的要請である。そして農家の努力によつて増産を期待する、農家の側から言へば、増産だ、というところで掛け声をかけて、増産のあげくに農産物の低落を来たすというふうなことになる。誰か一体責任を負ふかというふうな素朴な感情が強いと思ひます。私は又農家経済を安定充実して参ります上から行けば、どうしても食糧の増産が第一義であり、その増産せられた農産物の価格が安定していなければならぬ、そういう考え方には私は全く同感でございます。従つてそういう法的措置を講じて参るという趣意には私はもう全然所見を同じうしておりますから、只今事務当局を督促しまして関係当局との折衝に當らしておるところでございます。この国会に、それじやすぐ出せるか出せんかというところであらうと思ひますが、今日はこの国会に出し得るという事は、まだそこまで用意が進んでいないのでございます。率直に申し上げます。

○河野三三 大臣は所管の大臣として、農産物安定法は自分は趣旨には賛成である、時期は言明できないけれども賛成である、そうすると、そこに又問題が起る。澱粉を買つて「いも」の生産費を補償しよう、「なたね」の作付を補償しようということになつて来る、そうすると、澱粉なり、「なたね」と、今度は麦なり米との価格の関係がどうなつて来るかという問題、どうしてもこれはもう統制せざるを得ない。特に私はここで非常に問題が起る。現に政府は「いも」の価格の支持

のために澱粉の買上をやつておられまされども、最近のように「とうもろこし」の国際価格が暴落して、「とうもろこし」の澱粉価格からの圧迫というものは当然起つて来ます。そうすると、これと国際価格と全く比例して、今後の「いも」の値段を昨年同様に二十七年なり、八年の「いも」の価格を支持して行こう、それがために澱粉の価格を幾らにして行かうかということになつて来ると、私は今のようなことだと政府は全く処置がなくなると思ふ。そういうことで私はこの際これは単なる「いも」や「なたね」の問題じやなくて、政府は今後農民に対して、増産の裏付けとして経済の裏付け、即ちこれは農産物価格の安定であるとか、今の小麦の最低価格の保障であるとか、こういうことをはつきりしておかなければ増産計画に附いて行けませんよ。大体今までの政府の増産計画で財力が膨れたためしがないというところが農民の定評です。常に経済的裏付けというものが付かなければ計画というものは立たない。ところがもうその安定法を出そうという矢先に、小麦を大臣は「いも」何とかんとか言つて、日本の小麦の価格は国際価格の下落に關係ないのだと、こう言われるけれども、これは誰だつて国民全部知つておりますよ。小麦の価格が八十五ドルになつたから、そこで大麦、裸麦に比べて小麦だけ少し安く買つてやろう、そういうことはあんまりである。そういうふうには農家に影響を与えておるときに、新任の農林大臣としては、農産物の価格については常に政府の最低価格を保障する、こういう方針で行くのだと、それがために必要な統制なら統制をやるんだ、

私は何も直接統制を望んでおるのではない、間接統制なら間接統制でいい。とにかく政府のやることで農産物の価格を支持して来て、この農産物の価格に対する保障を政府はするのだ。こういうことでなければ意味合はないと思ひます。そういうことで私はさつきから小麦の価格の問題で聞いておる。同時に伺いたいののは、食糧庁の件については、あとでゆつくり伺ひますが、今度の予算で、特別会計で小麦のたしか補給金が十五ドルかあると思ひます。ところがそれは九十ドルを基準にして補給金十五ドルということになつておると思ひます。ところが現在のところは八十五ドル前後まで下つておるの事は事実です。なほ今後下落の傾向にあるの傾向を察知して、国際小麦協定に加入しないといふことすら現にある。そういう場合に、現に八十五ドルで買ひ得るとすれば、小麦の会計においては逆三十億ぐらい儲かる結果になると思ひます。これは如何です。なほ私は質問の時間を短縮する意味で伺ひますが、今度の買入、希渡の措置による中間業者の加工賃は膨らましておられます。これは今までの製粉、精麦のものは、加工賃が辛かつたから膨らましてやるのか、或いは非問に伝えられるところの、自由党の内部に製粉会社の社長がいるからだといふことを聞きますが、これはデマでありましょう。とにかく加工賃が膨らんで売値と買値との開きが出てゐる。これはどういふ理由によつて膨らませたか、これを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 小麦の国際価格でございますが、現在は二二ドル三

なには買った値で売つておるから利益をむさぼつてはおらないというような理窟なんだと思うが、それじや理窟になりません。安く買つて高く売りましたのは事実でしょう。私は「とうもろこし」を輸入した輸入価格よりも国際価格がずつと下つているにもかかわらず、そういふものは全然考慮に入れないで、あなたのほうの帳面ずらで、その諸経費を加えて売るといふことは、それは国際価格を無視したこれは暴利ですよ。不正所得ですよ。私はそういう見解です。それならば若しあなたがそういふことを言われるならば、

安いものを買つて、その後において国際価格なり市場の価格が上つたときに、やはり帳面すらで安いなら安いで売るといふなら、それで趣旨は一貫してゐるが、食糧庁がやるなら別であるが、そういうことはできません。そういうことは許されません。そういう意味において、私は非常にもう大臣と同様に尊重する長官であるけれども、今の長官のそういう御見解は非常に間違つておると思います。それから今の加工段階の問題は、私はもう今日はほかの委員のかたに御迷惑をかけますから、あとで又ゆつくり伺ひたいしますが、要するに私の伺つてゐるのは、製麦加工業者が今までよりも、今度の価格改正によつて儲けが膨れたということは事実でございます。このことは加工業者が言つてゐる。今度の政府のきめ方によつて、おかげで加工段階が儲けが殖えましたと言つてゐる。この加工段階における経費を膨らまして精麦業者に儲けを殖やしてやつたということの根拠は一体どうか。今までが

赤字でかわいそうであるから殖やしてやつたというのか、それとも、そのほかのいゝな政治的な考慮が払われたのか、これを私は伺つておるのでありますけれども、これは私は答弁を求めようとは思いませんが、これは現実の問題として、改めるの機会で、政府は政府として御検討の結果を御答弁を願いたいと思ふ。

○鈴木重平君 一つ議事を整理して頂いて、議題々々をきめて質疑応答に入つて頂きたいと思ふ。先ほど大分あなたが議題を説上げたのだが、どれにかつてゐるのか、全般的質問であるかどうか。それでは余り広汎でやりたくないと思ふから、一つ／＼議案を出してやつてもらいたい。

○委員長(片柳眞吉君) 開拓融資保証法案はまだ提案理由の説明だけであります、その後に移りました麦価の問題で御質問を願つてゐると思ふのであります。

○鈴木重平君 全部整理して下さい。

○委員長(片柳眞吉君) ですから、麦の価額問題について御質疑があれば御発言を願ひたい。私からちよつと二三点質問をいたしたいのであります。これは、予算の審議を今やつておるわけですが、今度の政府原案を多少生産者価額は上げていますが、どのくらい在庫負担が殖えて参るか、その負担の殖えた分は予算の組替をしないので収まるかどうか。極めて事務的な問題であります。

○政府委員(前谷重夫君) 一応現在予算におきまして予定いたしましたところ、本年度におきます麦によりまする赤字が約十六億になると思ふ。従前

よりも、従前考えておりましたのが十億でありましたから、約五億程度殖えるという予定になつております。御承知のように買入数量につきましては、これは農家の希望による、申込による売渡でございまして、数量的には確定いたしております。ただ、糧券等の面におきます買入費の問題といたしましては、御承知のように、食糧買入費が一本になつておりますし、又予備金等もございまして、予算の修正なくして十分に講じ得ると思つております。最後の赤字につきましては、数量が確定いたしまして最終的に赤字になりました場合におきまして、その処置を考えて参りたいというところでございまして。

○委員長(片柳眞吉君) まあ、これはちよつと細かいのですが、単価が上つて予算の組替がないということが、論理的には多少説明が納得できないところがあるのですが、そこはどうなんですか。

○政府委員(前谷重夫君) 御承知のように、数量と単価に予定しました買入費が一本でございまして。そのために、従来とて同様に、予算がきまりましてから後に麦価が決定されるというのが従来例でございまして、予備費がここに、そういうものとしての予備費でございまして、従来とも数量その他の関係におきまして、当初予定いたしましたものと変りました場合におきまして、予備費の振替使用等によりましてやつて参つたのが、従来までのやり方でございまして。

○委員長(片柳眞吉君) それから先ほど河野委員が、私は非常に重大な御質問をされたと思ふのでございまして、

私からも一つ重ねて農林大臣の御所見を伺いたいと思ふますが、小麦については国際価格が国内価格よりも下廻つて来ていると、これは事実でございまして。そこで新聞の報道でありますから、或いはこれを御否定になるかも知れませんが、今度の米価審議会の決定後の政府の最後決定までの間において、自由党の政調会の意見として、国際価格が下つて来ておるときに、小麦を上げる手はないということが新聞では報道されておるのであつて、これは私は極めて重大な問題であつて、当然これは日本農業が外国農業と競争できないことは、これは明瞭であると思ふのです。従つて国際価格が下つて来たときこそ、いよく生産費を見てやるといふような政府の方針が私はなければならぬと思ふのであつて、又現行法もその趣旨で私はできておると思ふのであつて、どうもその政調会あたりの意見としては、国際価格が下つて来るときに値上をするのは言語道断だといふような、こういう見解を私は私は新聞で承知しておまして、これは非常に重大な御意見として、そうではないといふことを私は希望するわけでありまして、先ほど河野委員からも御質問がありましたが、重ねて農林大臣の御所見を一つはつきり聞かして頂きたいと思ふのであります。

○國務大臣(保利茂君) 御懸念は誠に御尤もだと存じますが、この米麦価格の決定は十分御承知のように食糧法によつて所定の規定があるわけにございまして、その趣旨に基きましてこれを決定いたして参るべきものである、今日の建前では公定如何にかかわらず、国際価格と国内価格とは分離をし

て、そして御趣意のような線において価格を決定して参るといふ線にあると、その線は私は今日変更する考えは毛頭ございせんといふことを申し上げます。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(片柳眞吉君) 島村委員から委員外の発言を求めておりますが、よろしくございませうか。

る、併しながら飼料としては十分用を
なす被災者の買入は、私は関係地方の
かた／＼から直接そういう取扱をすべ
きであるという強いお話を伺っており
ます。併し一方におきますと、又食糧
法の建前からいいますと、それはま
あそこでは動かさないという実情にな
つておるようでございますから、これ
は十分検討して頂いて、できるだけ
の措置は講じたいと私は思つておりま
すけれども、今研究を願つておるとこ
ろでございます。

○政府委員(前谷重夫君) 先ほど検査
の問題について御質問がございました
が、我々としては、現在の規格はそ
のままにいたしておきまして、災害地
に適用する特別の規格、まあ等外、等
内の間と申しますか、特別の規格を別
途に作りたい、かように考えておりま
す。

○委員外議員(島村軍次君) それに關
連して、大臣の御答弁はそれでわかりま
したが、食糧の会計では、これは食糧
管理法では困難だということばかり
ですが、飼料需給安定法というものは輸
入食糧ということになつておる。それ
を暫定的に本年に限りというふうな規
定を安定法の中に一部でも設けられる
ことは、これはなし得る方法である
と同時に、又これらの問題が議員提案で
或いは出るということも考えられると
思ふのでありますが、それらの問題の
措置を農林省としても真剣に一つ是非
取上げて頂きたいということを併せて
希望いたしておきます。

○河野操三君 今の餌の買入の問題で
すね、財源の問題を非常に御心配にな
つておるといふことは、私はさつき申
上げたように、今の予算を組替をすれ

ば別ですが、小麦の補給金でも十五億
組んである。ところがそれが買入の単
価が、今国際価格が八十五ドルくらい
に下つて、逆に私の計算では二十五、
六億乃至三十億は逆に今度は浮いて来
ると思う。それをマイナスの部分十五
億が浮いて、更に逆に食糧庁が三十億
も儲かるなら両方合すると四十五億く
らい、そこで、予算の組替をすれば
別ですよ、今の予算の組替をしない
で、今の予算のままで行けば小麦の分
だけでも四十億か、四十五億浮いて来
る。これは間違いない。これはよくあ
とで、信用されないなら、附つてよく
食糧庁と相談されたい、そうして
若し私の言うことに間違ひがなければ、
そこにもうすでにそれだけの予算が出
て来るのであるから、それで私はこの罹
災地の対策としてできるだけのものを
講じられたらいいだろう、ほかの罹災
地以外の国民が決して文句を言うわけ
ないと思う。私は大臣は選挙区は罹災
地であるから、そういうことで成績を
上げられると、私はこう思ふのです。

○国務大臣(保利茂君) 十分一つ研究
させて頂きます。

○委員外議員(片柳眞吉君) ちよつと速記
を止めて下さい。

○委員外議員(片柳眞吉君) 速記を始めて
下さい。

○国務大臣(保利茂君) さつきの島村
さんのお答えを承けておりましたが、今
回の、只今起つておりますあの水害とは
全然切離して措置を講ずるようにと
いう方針を以て折衝をいたしております。
○鈴木重平君 大臣にお尋ねいたしま
すが、昨日ですか、二十五日附書面で
農林省から十九億九千四百三十三万とい

うような、これを大蔵省に要求して
おるといふことを聞いておりますが、
これを六党会議においては、その十九
億九千九百万のうち災害施設の十四億三千
万を減らしたもののついでに二十八億三
千万を要求して、六党会議におい
て……現地の九州関係におきましては
四十五億を請求しております。ですが
六党会議から見ますと、農林省の要
求金は僅かに五億なんです。そうしま
すと、二十八億三千万と五億とでは莫
大な差があると思ふのです。従いまし
て今度の水害対策についてのこうした
開きについて大臣はどうお考えになつ
ておりますか。

○国務大臣(保利茂君) この集計、或
いは災害の集計、或いは補助率の違
ひ、そういうものからさういう大きな
違ひが出て来ていると思ひますが、農
林省といたしまして折衝いたしてござ
りますのは、大体従来の例並びに被害
にとりました線に沿ひましてバランス
を、公平を期したものとしましてやつて
おります。

○鈴木重平君 重ねてお尋ねいたしま
すが、只今の大臣のお考えである、
農林水産施設災害復旧費の十四億三千
万を引かせますと五億円そこ／＼で
す。我々は災害地に派遣されて、いろ
いろ六月十五日附の農林省の案を説明
して参りましたが、然るに農林水産施
設災害復旧費を除いた僅かの五億円く
らいで、大蔵省に請合をして、六
党会議においても二十八億三千万を
要求している。而も今日現地側と合
をやつておりました、非常な差異が出
て来るのじやないかと思ふ。この農林
委員会においても、農林省の十九億、
言換へれば施設費を除いた五億何が

しのもので了承したのでは、あとで我々
は動けなくなると思ふのです。そこ
で大臣のお考え方を變えて水害対策の
会に出て頂きたいと思ひます。重ねて
大臣のお考えを伺いたしたいと思います。
○国務大臣(保利茂君) 御尤もでござ
います。何さ農林省で把握いた
してありますところの集計も的確であ
らうと思ふことも完全には言えないだろ
う。併し一応まあこの程度が妥当じやな
いかという精算の上に立つて折衝いた
してはいるわけでございますが、まあこ
れは凍霜害等の見合からいたしまして
も、これは妥当なところできめざるを
得ないと思ふわけでございます。

○上林忠次君 先ほどお話のありまし
た等外表の中から買入価格を作るこ
と、或いは飼料として買上げるような
災害対策措置を考へていくという話で
ありますが、このような措置を早く発
表して頂く、それしないといふ調製して
いる最中に買われるものか、買つても
ええないものかをはつきりさせること
が、これに對する商人の買叩きを防止
することに成ります。又乾燥の処理
をして、少しでも飼料なり食糧にこれ
を利用して、損害を少くして行く、国
家としての食糧の損害を少くすると
いう点から、早くこの程度は買叩きと
いうことを知らせるというところが
一番大事じやないかと思ふのでありま
して、この規格外の特別措置、飼料措
置を緊急に一般に周知せしめるとい
うように措置をとつて頂きたいと考へ
るのであります。政府におかれまして
さういふ処置して頂きますように、緊急
措置をして頂くといふことをお願い
いたします。

○委員外議員(片柳眞吉君) 麦の価格問題
もあると思ひますが、大臣も出席され
ましたので、なおこれは後日に譲りま
す。

○委員外議員(片柳眞吉君) 先ほど提案理
由の説明がありました開拓融資保証法
案の審議もあとに廻しまして、先日か
ら御希望のありました「たばこ」の関
係で、専売公社の今泉監理官が見えて
おりますから、上林委員から御発言を
願ひます。

○上林忠次君 本年三月以来、数回に
互り晩霜の害、又その後には続きます雪
害、又五月末から六月中旬に互りま
す風水害、最近又その後の大きな九州の
災害があります。この農作物災害に對
しましては、一般農作物は政府におい
ては、この「たばこ」の災害に對して
は、どういふような対策を講じておられ
るか。その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 九州の今度
の水害につきましては、現地に關係官
も派遣いたしました。鋭意その調査を
いたしておりますが、まだ的確なる損
害の結果が出ておりませんが、これに
先立つ凍霜害關係は、一応の各局から
の概略の報告はござりますが、これ
又実際に政府がこれに對して補助金な
り、或いは罹災補償なりをする關係の
基礎的資料としてはまだ的確な資料が
出ておりませんので、正確にどのくら
い、政府は金額でどの程度の補助を
やるか、或いは罹災補償をやるかとい
う点までまだ正確なプランは立つてお
りませんけれども、まあ従来この罹災補

債の面でできる限りのことはこれを行いたいと思つていますし、それから罹災補償にかからない点につきましては、組合に対する交付金という予算も組んでございまして、その交付金関係でできるだけ見て参りたい。又損害が判明いたしまして、それとて又到底賄いがつかない、或いは又性質上それによりがたいものにつきましては、農林省のほうと十分連絡をとりまして、又できるだけ別の措置をとりたいと、こういうふうな考えておる次第でございます。

○上林忠次君 現在まで政府で考えておられます対策中には、「たばこ」は考へてないであります。これにつきましては、大蔵省としては一般農業災害と別に考へて頂きたい。又この対策の資金は、今監理官から話がありまして、たまたま組合交付金のうちから出すのではなくて、組合交付金は、組合に専売公社の仕事を委託している。その仕事のために交付金が出されるのでありまして、災害のためにこれは資金がやないものであります。現在すでに組合交付金は微々たるものでありまして、別途の予備金から出して頂くという事にお願いたしたいと思つていますが、その点はどうか工合になりますか。

○政府委員(今泉兼寛君) まだ全体といたしまして、罹災補償なり、或いは組合交付金を賄いをつけるかどうかという問題は、各局の正確なる損害資料の提出を待つて決定すべき問題であると思つて、仮に先ほど申上げましたごとく、今言つた罹災補償金なり、交付金で賄いつけないものにつきましては、或いは予備金の使用なり、その他の確なる方策を講じたいと考へておる次第でございます。

○上林忠次君 先ほどの御説明では、今回の九州の風水害というよりなお話がありましたが、「たばこ」の損害は、一般農作物の中の凍霜害、前回は政府で対策を立てました凍霜害対策、これについてもやつて頂きたい。この凍霜害に対する「たばこ」の被害、これについてもやつてもらいたいし、それに続く雹害、又中国、四国、九州の前の風水害、今回の九州の被害、全部併せてやつて頂きたいのですが、それに対する御意向はどうですか。

○説明員(西山祥二君) 只今お尋ねの点であります。只今監理官から説明がありましたが、後者の災害救済につきましては、根本的な考へ方といつたしましては、罹災補償制度によつて、例へば今回のごとく異常災害に對しましては、組合交付金等によつて一面これをカバーする措置をいたしておきます。なお只今お話の凍霜害の救済との関連につきまして、聞くところによりますれば、農林省の告示を以ちまして、地方財政法に基く特別の補助金交付の支給規則によつてこれが支弁される動きであります。専売法におきましては、これを現行法規に基きまして同様な措置をとることは若干の疑義もございまして、差当りはでき得る限り組合交付金の予算を拡充いたしまして、財政に支障を来さないよう善処いたしたいと考へております。なお前回までの、今回の水害以前の災害につきましても、予算の許す限り、でき得る限り同様な措置を図りたいと考へております。

○河野謙三君 この機会に伺いたいのですが、専売公社は「たばこ」の耕作連合の監督に責任を持つてゐることは当然だと思つて、同時に大蔵省もそういう意味合からやはり「たばこ」の耕作連合の決算等については責任をおとりにやつておられるのですか。

○説明員(西山祥二君) 只今お尋ねの交付金の問題であります。組合は「たばこ」の生産につきましては公社と表裏の關係にありまして、これが発展を遂げているのであります。従つて組合予算につきましても勿論監督と申します。その内容については日頃実体を調査いたしておりますが、法規の上から申しますと、組合交付金の使途につきましてのみ専売公社はこれを調査監督をする建前になつております。

○政府委員(今泉兼寛君) 大蔵省は専売公社に對しましては、もう全面的にこれを監督監督する責任を持つてゐることと存じます。従つて専売公社が更にこういつた組合等による交付金その他の出すことにつきましては、間接的ではございしますが、やはり最終的に決算その他の關係においては、大蔵省も責任を持つ、こういうことになり得ると思つております。

○河野謙三君 そうしますと、監督の責任は、言葉はとにかくとして監督の責任は、然らばその監督はどういう形でしておられるか。私は少くとも決算書というものは總會の都度専売公社は手許にこれを取寄せて、これによつて監査する、こういうこともおやりになつてゐると思つて、それともそういう決算書等は一切御覧になつていないのですか。

○説明員(西山祥二君) 組合の決算の監査につきましては、地方局長に委任いたしておりますので、本社においては直接これを徴しておらないのであります。

○河野謙三君 私は非常にこれは意外だと思つたが、無論そういう慣習な習慣を將來改めて行けばいいが、本社がそういう重大なことを半年経つても一年経つても見ていないということも非常に怠慢だと思つて、そこで地方局でも何でもいいが、おとりになつていくわけですね。私はこれは実は改めてこの機会にお尋ねしたいのですが、一カ月前に文書を以て専売公社或いは大蔵省に、全国の各府県の煙草耕作連合会の予算決算書を参考に見たいから出してもらいたい、こういうことを頼んでゐるのですが、もう一カ月経ちます。未だに提出がない、あつたのは一、二県であります。而もそのあつた中に大事な決算書を出さないで予算書を出している、これは私は今伺うのは、そういうふうな常にあるのほうの手許になければならぬところの決算書が何で一カ月も遅れるか、こういうところに疑問が起つたから私はお伺ひしたので、これは速かに、これから一週間ならば一週間の間に至急全国各府県の煙草耕作連合会の予算と決算、これを一つ御提示願ひたいと思つて、これを御願ひしておきます。若しそれが不可能であるならば不可能である理由を示して頂きたい。その予算、決算を見た上で私は改めて又お目にかかつて、いろいろこれに對しての私の觀察した結果を御質問したいと思つて、

○説明員(西山祥二君) 御意見は拝聴いたしました。大変遅れまして恐縮

であります。決算書の一部につきましては最近お手許に差出したさうであります。なお残余につきましても、できる限り速かにお届けいたすようにいたしたいと思つております。

○上林忠次君 災害關係のことでお聞きしたいと思つて、この大きな災害の対策として運搬資金が相当要るのであります。が、まあ罹災補償金の概算私というふうなことを考へておられるかどうか。又耕作のための収納代金の前渡金というのを専売公社で耕作者に出しておられますが、今年ほどの程度出されるか、一反当りの程度出されるか、そういうような点についてお聞きしたいと思つて、

○説明員(西山祥二君) 罹災補償につきましては、全滅等の被害につきましては、至急できる限り速かにこれを支払できるように只今措置をいたしております。併しながら一部の災害につきましては、御承知のごとく収納の結果によつて初めて算出の根拠が得られるわけでございますので、現在これを仮払するといふことは困難だらうと考へます。なお罹災補償金、収納代金の概算は、すでに肥料代の手当といたしましてその一部を支出したしておりますので、災害について重ねて収納代金の概算は或いは罹災補償金の概算といふことは不可能であります。

○政府委員(今泉兼寛君) 今お尋ねの収納代金、從來あつた制度に加えて、あれではちよつと少ないからと増してもらいたいという御要望がありまして、政府はそれに対して最近対策を練つたその結果についてのお尋ねなどと思つて、私からお答え申上げておきたいと思つて、今までは大体

肥料代金の昨年度から前払制度ができたわけですが、従来は肥料代金の前渡しという意味において過去三年の収納金額を平均した金額の大体一五%、これを標準として最低四千円に達しないものは四千円、最高は八千円に切る、こういう省令の規定がありまして、今まで実施して参りましたのでございまして、今回御承知の通りこれを増してもえんかという強い御希望もありまして、大蔵省といたしまして最近検討いたしました結果、一五%という率を二〇%にいたし、それから最低の四千円を六千円に引上げ、最高の八千円を一万円に引上げるという線で大体方針がきまりまして、二、三日うちにそれに所要の手續きがとられまして、省令の公布が相成るのではな

いか、こう考へております。
○上林忠次君「たばこ」の生産費は一般農作物と同様に相当本年は向上しておりますが、本年産の「たばこ」につきましては、どの程度の値上をせられるか、その見込を一つお聞きしたいと思ひます。
○説明員(西山祥二君) 本年度買上をいたします収納価格につきましては、従来の建前をいたしまして、生産費とバリエーションを基準といたしまして決定をいたすのでありますが、現在諸種の資料を取揃へましてなお検討中でありま

す。殊に最近の価格の政府買上価格が決定発表になりましたので、これら等を勘案いたしまして、なお本年度より新たに總裁の諮問機関として設置せられまして収納価格審議会の意見等も尊重いたしまして、できる限り速かに決定をいたしたいと思ひますが、その見通しにつきましては、この席で申上げる段階に至つておりません。
○上林忠次君「たばこ」の輸出の問題であります。現在日本の原料葉「たばこ」の需給状態は相当窮乏な状態になつて来て、これを輸出することはできないというふうなストック状態であらうと思ひます。「たばこ」は一反当り収益の多い作物はないのでありまして、日本のような狭い地域と、又余剰の勞力を持つておりますこの農業状態から考へまして、何とか「たばこ」のよう

な、こういうふうな反収の多いものを少しでも輸出して行く、これが日本の農村の経済復興のためにも、又外貨獲得のためにも有効な措置であらうと思ひますが、これに對しまして専売公社はどういうふうな考へえを持つておられますか、それをお聞きしたいと思ひます。
○政府委員(今泉兼寛君) 最近の国内の「たばこ」の販売高というものは異常な躍進をいたしております。これに要する国内の葉の需要もともに旺盛であります。従つてそういう国内の需給関係だけから申せば、国内の出で来た葉を外国に輸出するその必要と言ひますか、ということとはまあ考へられない、と申したのでは語弊があるかも知れませんが、その必要は余りないわけではございまして、今も御指摘の通り非常に生産力の高いこの葉「たばこ」、今後国内の需要が長い目で見た際にどうなりますか、そういう点も勘案して、国内の需要だけに限るといふことも将来の問題として一考を要すべき問題であらうと思ひますし、今御指摘のように外貨獲得という面から見

て、今からそういう海外における販路を確保しておくという必要もあらうかと存じます。現在葉「たばこ」の生産価格は必ずしも国内価格は国際価格に對して低くない状況でございまして、輸出につきましては、そういう面から見れば必ずしも有利な状況ではございせんが、そういう海外の市場を今から確保しておくという面、それから金額は少くともやはり外貨をこの際獲得することが重要だと、こういう面から見まして、国内需要に向けるほうに数量的から言ふと必ずしも余つていゝとは言えない現状でございまして、まあ大蔵省といたしまして、できるだけ今後そういう方面で国内の需給は多少節約いたしまして輸出には力を注いで参りたい、こういう方針でおります。
○上林忠次君 先ほども申しますように、ストックが枯渇しているというふうな状態でありまして、何とかこれを輸出に振り向けて行かなくてはならぬ。日本の現在の農業問題として一番大きな問題は食糧の増産でありまして、増産をしますにつきましても、先ず開墾、開墾地をうまく経営して行くというのには「たばこ」を開墾地に導入する、この大きな換金作物である「たばこ」を入れるというところは、開墾を成功させる上に大きな役割を演ずるのであります。こういうふうな点から考へましても、相当な増反が必要じゃないか、一方輸出を開拓すると共に、反別の増反が必要だ、大きな増反が必要だと思ふのであります。果して来年度の増反されるつもりか、又この数年のうちにどの程度増反されるか、そういうふうな計画につきましてお話願ひたいと思ひます。
○説明員(西山祥二君) 只今将来の生産見通しについての御発言でありま

したが、製品「たばこ」の売行も昨年度我が方が予想いたしました以上に売行が極めて好調でありますので、又一面においては原料葉「たばこ」のストックをできるだけ余裕あるようにいたしまして、製品の品質の向上を図りますために極力原料生産の増産を図る必要に迫られております。従いまして昨年度の生産計画におきましては、二十八年度において八千二百町歩の増反を予定いたしました、現にこれを実行いたしてお

降に於いて約四千五百町歩の増反を予定いたしましたこと、然るに只今申上げましたごとく、「たばこ」の売行が非常な増進を見ておりますので、更に五カ年計画の再検討を現在継続中であります。今後どれほどの反別を確保いたすかは未だ明確に申上げる段階にございせんが、相当反別、従来の計画を上廻るところの大幅な増反をいたすというところに御了承を願ひたいと思ひます。

午後四時二十一分散会

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業組合連合会整備促進法案

案(同日撤回)

農林漁業組合連合会整備促進法案

農林漁業組合連合会整備促進法案

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業組合連合会に対する金融機關の援助につき国が助成を行う等の措置により、農林漁業組合連合会の整備を促進し、もつて農林漁業に関する協同組織の健全な発達を図ることを目的とする。

昭和三十八年六月三十日【参議院】

第九部 農林委員会會議録第七号

(定義)

第二条 この法律において「農林漁業組合連合会」とは、農林漁業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号、第六号、第七号又は第九号の事業を行う農林漁業協同組合連合会及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五百四十四条第一項第三号又は第四号の事業を行う森林組合連合会であつて、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とするもの並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七條第一項第三号又は第五号の事業を行う漁業協同組合連合会であつて、政令で定める区域を地区とするものをいう。

2 この法律において「金融機関」とは、農林中央金庫、農林協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農林漁業協同組合連合会並びに水産業協同組合法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う漁業協同組合連合会をいう。

(整備計画の樹立)

第三条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農林漁業組合連合会であつて、この法律によつて整備を行おうとするものは、農林大臣の指定する日（以下「指定日」という。）現在により貸借対照表を製作し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2 農林漁業組合連合会は、前項の規定により貸借対照表を製作するに当つては、省令で定めるところ

により、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 農林漁業組合連合会は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、省令で定める金融機関と協議しなければならない。

4 第一項の規定により整備計画をたてる場合には、その会員（准会員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)

第四条 前条第一項の農林漁業組合連合会は、指定日から起算して十年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに左に掲げる条件を満すように整備を行わなければならない。

一 固定した債務の全部の整理

二 欠損金の全部の補てん

(整備計画の内容)

第五条 整備計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

一 会員又は他の農林漁業組合連合会との間における利用及び協力強化するための方策

二 事業執行の体制を改善するための措置

三 固定した債務の条件の緩和その他の金融機関から受ける援助の内容

四 固定した債務の整理

五 欠損金の補てん

六 出資金の増加

(整備計画の適否の認定)

第六条 第三條第一項の規定により

整備計画をたてた農林漁業組合連合会は、省令で定めるところにより、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

(整備計画の変更)

第七条 農林漁業組合連合会が前条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合においては、第三條第三項及び第四項並びに前条の規定を準用する。

(合併の場合の特例)

第八条 第六條第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が合併によつて解散した場合においては、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が整備を行おうとする場合には、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を製作し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2 前項の規定による整備は、指定日（合併によつて成立した農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会についての指定日とし、その指定日がそれと異なるときは、当該合併についての登記の日

に最も近い指定日とする。）から起算して十年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する条件を満すように整備を行わなければならない。

3 第一項の場合には、第三條第三項及び第四項並びに第五條から前条までの規定を準用する。

(農林漁業組合連合会整備促進審議会)

第九条 農林省に、農林漁業組合連合会整備促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第六條第二項に定めるものの外、農林大臣の諮問に依り、農林漁業組合連合会の整備計画の実施状況その他農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項について関係行政機関の長に建議することができる。

第十条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 審議会の所掌事務に關し學識経験を有する者 六人以内

二 関係行政機関の職員 三人以内

3 審議会に会長を置く。

4 会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

7 委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるものの外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の助成措置)

第十一条 金融機関は、農林漁業組合連合会が整備を行うに際し当該農林漁業組合連合会に対する債権の利息を減免したときは、省令で定める手続により、当該農林漁業組合連合会の整備の実績を記載した書類を添えて、政府に補助金の交付を申請することができる。

第十二条 政府は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る農林漁業組合連合会が左に掲げる条件に適合するときは、省令で定めるところにより、毎年、予算の範囲内において、当該金融機関に対して補助金を交付することができる。

一 第六條第二項（第七條及び第八條第三項において準用する場合を含む。）の規定により整備計画が適当である旨の認定を受けていること。

二 当該整備計画に従い誠実に整備を行つておりと認められること。

第十三条 政府が前条の規定により補助金を交付する場合における毎会計年度の補助金の額は、金融機関ごとに、当該金融機関が第十一条の規定により行う申請に係る農林漁業組合連合会についての指定日から起算して十年以内に、且つ、前会計年度中に減免した利息の額を限度として、当該金融機関が減免した利息に係る元本償還の

残高に年五分以内の率を乗じて得た額とする。

(法人税法の特例)

第十四条 第六條第二項(第七條に

おいて準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会から引き継いだ当該欠損金を含む。)は、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてい事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」といふ。)において青色申告書(法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、且つ、その後においても連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度に

おいて法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第

九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項又は農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)第二十条第一項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、これらの規定は、適用しない。

第十五条 第六條第二項の規定によ

りその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合連合会が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から一月以内は提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林

漁業組合連合会で指定日から一月以内に指定日の属する事業年度が終了するものについて法人税法第二十五條第六項の規定を適用する場合に、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から六十日を経過した日」と読み替へるものとする。

第十六条 第六條第二項(第七條及

び第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併

後存続する農林漁業組合連合会が

第八條第三項において準用する第六條第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているときは、合併によつて解散した農林漁業組合連合会が基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合においては、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度)に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第十四條第

一項但書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

第三十四條第一項の表、農林物資規格調査会 農林畜水産物の規格及び標準に關する事項を調査審議すること。

「農林物資規格調査 農林畜水産物の規格及び標準に關する事項を調査審議すること。」

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

會 格調査會 する事項を調査審議すること。」を

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

會 格調査會 する事項を調査審議すること。」を

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

會 格調査會 する事項を調査審議すること。」を

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

會 格調査會 する事項を調査審議すること。」を

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

會 格調査會 する事項を調査審議すること。」を

農林漁業組合連合 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律に

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業組合再建整備法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「欠損金」の下に「(農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律第三號)第三條第二項の規定により算入された額を除く。)」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局